

## 5 ワークショップからの意見のまとめ

意見のまとめ	関連する意見
<p>1 公共的建築物</p> <p>■住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインによる住居の確保</li> <li>集合住宅の垂直移動施設の設置要請・支援（居住者グループ等への活動支援）</li> <li>コミュニティを活性化させる住宅づくり</li> </ul> <p>■公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者などによるアドバイザー制度（現場の立ち会い）</li> <li>多様な利用者や利用形態を想定したバリアフリーの推進</li> <li>改修のサイクルの中にユニバーサルデザインの視点を</li> </ul> <p>■民間施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者などによるアドバイザー制度（現場の立ち会い）</li> <li>適合証のPR</li> <li>小規模店舗の改修推進（PR、啓発を含めてまちづくりとして展開）</li> </ul> <p>■誰でもトイレの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間のトイレの利用も含めて、総合的にトイレの整備を進める。</li> <li>観光案内や看板の中にトイレを明記。</li> </ul>	<p>■バリアフリーの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設でも、マニュアルに従って作っても細かな配慮がないと問題が生じやすい</li> <li>松葉杖利用者の視点が抜けている→誰でもケガをすれば使う機会が多いのに／濡れると滑りやすい床が多い／階段の段鼻が見えないことが多い／少しの段差が危険／（文化センターの例）舞台のバリアフリーができていない／スロープに屋根がない、視界が悪い／「誰でもトイレ」があっても作り方が不十分（手すり・非常押しボタン等）等</li> <li>民間の指導に際して、個別の判断が難しい。</li> </ul> <p>■民間（小規模）建築物の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区ではバリアフリー化に補助金を出しているが使われていない。</li> <li>→PRできるようにしたい。</li> <li>→PR不足と実際に補助金を申請する手続きの面倒さ、時間がかかる。</li> <li>ある医院で、手すりを付けた例があるが、手すりの設置方法の間違いや、玄関入り口の上がり框の靴、スリッパの山でうまくアクセスできない例も。</li> <li>→中小の施設については、チェックが難しい。</li> </ul> <p>■古い団地等へのエレベータの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置の条件として住民の合意が必要な場合がある。→高齢者などの活動は困難。</li> <li>スーパー、デパート、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど、一般的に車いすが使えるようになると良い。</li> </ul>
<p>2 道路について （車中心から人中心の道路整備へ）</p> <p>■歩行者空間の整備・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な有効幅員の確保</li> <li>電線類地中化の検討・促進</li> <li>コミュニティ道路の整備</li> <li>舗装材の検討（基準となる素材を決める）</li> <li>歩車道の段差等の改善</li> <li>不要な切り下げ（使われていない車庫前など）の平坦化促進</li> <li>民間敷地（セットバックや公開空地）と歩道の不連続な部分の改修（段差のすりつけ箇所の設置、植栽マスの撤去による一体的利用など）</li> <li>横断歩道橋（ほとんど使われていない、歩道の通行の障害となっているもの）の再検討</li> <li>橋梁部の勾配改善、橋詰の休憩スペースの確保</li> </ul> <p>■歩行者の安全対策・はみ出しの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者用、シルバー対応信号機の設置</li> <li>歩道の商品はみ出し、看板などへの対応促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続的にバリアフリーになるようにする。</li> <li>狭い歩道を広くする。</li> <li>電柱をなくす。（電線類の地下化の検討・推進）</li> <li>インターロッキングブロックはぼこぼこしている。</li> <li>色の対比が見づらい</li> <li>インターロッキングブロックの代わりに、カラーアスファルトを使いたい。</li> <li>中央区型縁石（面取りをしてあるもの）の導入を進める。</li> <li>歩道の切り下げの斜面が車いすの通行には障害となっている。</li> <li>道路の凹凸などをなくす。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>青の時間が短い信号機の時間延長（警察へ要請）。</li> <li>はみ出しについては、ペナルティを課すなど、厳しく対応できないものか。</li> </ul>

## 意見のまとめ

## 関連する意見

### 3 公園・水辺について

#### ■快適に使える公園や水辺の整備

- ・公園入口の改修（車いすやベビーカーでも入れるように、段差解消、車止めやグレーチングの改善）
- ・公園の施設（園路、トイレ、水のみ等）改善。原則として最低一カ所車いすでも利用できるものを設置する。
- ・誰でもトイレは、他施設との連携で、必要な箇所を検討し、設置する。
- ・誰でもトイレの設置と管理の徹底（設置箇所（人の目）や管理を含めて設置を検討）
- ・水辺の散歩道の段差解消、連続性確保（都への要請含む）

#### ■区民との協働による管理の推進

- ・公園における区民との協働による管理方策の検討

- ・公園の入口のバイク止めなど、くぐるタイプにするなどの工夫を考えられないか。  
→放置させない工夫と同時に、自転車・バイク置き場をつくることも必要。
- バイクが公園に入るのは、物理的な問題以上にマナーの問題がある。
- ・施設や公園のグレーチング（排水マスの網目）の溝幅を狭くする。ツリーサークルも同様）
- ・水せんのひねりが堅い。急に水が出てしまう。
- ・公園のトイレは治安や管理面で何となく使いにくい。
- ・外を歩きたくないような環境が少ない。
- ・車いすの移動、通り抜けが可能なルートを最低1カ所整備し、サインで明確に示す。（→サイン計画）
- ・ポケットエコスペースに見られる区民との協働方策（場づくり）の推進

### 4 公共交通機関の整備・移動の確保

#### ■駅および周辺地区の連続性の整備

- ・駅のバリアフリーの推進
- ・道路や隣接敷地と駅の移動動線の円滑化（段差解消等）
- ・民間ビルと交通事業者との調整による垂直移動動線の確保
- ・補助手段としてのインターホンや人的対応の充実（事業者への要請）

#### ■乗り降りしやすいバスの整備

- ・コミュニティバスへのノンステップ車両導入
- ・コミュニティバスのバス停周辺のバリアチェックと改修。
- ・バス停の改善（道路担当との連携、事業者への要請）
- ・道路担当との連携による、バス停前後の違法駐車しにくい構造検討
- ・ノンステップバス導入の要請
- ・バス事業者（運転手）への研修の要請・協力

#### ■自転車への対応

- ・自転車専用レーン、公園の駐輪場の検討、整備
- ・水辺の連続性を活用した自転車通行帯の整備と、自転車のスピード抑制対策。
- ・住民との協働による自転車整理モデル地区の設置
- ・商店街との協働による、自転車で買い物しやすい商店街の推進（→地区ワークショップ参照）
- ・施設への駐輪場の設置

- ・駅のバリアフリー。ホームドアが一番安全。
- ・駅から施設へ直接入れるようなアクセスが容易なまちを。
- ・地下鉄と地上が不連続（エレベータが連動していない。駅の改修にあたり、周辺の民間ビルでエレベータ等が確保できないか）
- ・エレベータなどの入り口のサインが必要。
- ・地下鉄の入り口にインターホンが必要。
- ・駅前広場等で音声によって誘導するシステムがあると良い（高価なのが問題）
- ・バスに乗りやすく。
- ・バス停にアメニティスペース（車いす用スペース、休憩スペースなど）をつくる。
- ・コミュニティバスのルートは、今のバス路線のルートを再検討した上で検討してもらいたい。
- ・バス（運転手）からの音声が必要。
- ・バス停を路線によって分ける、または、音声で誘導してもらえるとよい（視覚障害の立場から）
- ・聴覚障害のある人に見てわかるサインも必要（電光掲示板など）
- ・かつての都電のようにプラットホームをつくれなにか。
- ・自転車と歩行者の事故が多い。
- ・自転車専用レーン、幅員にゆとりがある歩道での駐輪スペースの確保。
- ・駅周辺、商店街に放置自転車があり、歩きにくい。
- ・放置自転車⇔自転車利用者の立場からは他に駐輪スペースがない→自転車置き場が必要

## 意見のまとめ

## 関連する意見

### 5 整備基準について

#### ■整備基準の考え方

- ・施設整備にあたり、条例による施設整備マニュアルを補完し、担当者によって判断が分かれやすいあいまいな点や不足する点について、マニュアルがつくられた基本理念を再確認し、わかりやすく整理する。

#### ■適合証交付施設の事例紹介

- ・ホームページの活用

- ・整備基準を見直してはどうか
- ・基準マニュアルは必要か？→マニュアルは必要（すべて参加でつくるわけにもいかない）
- ・基準を使う人が参加してつくってはどうか
- ・誘導ブロック敷設方法の検討、整理、統一
- ・工事中の道路への配慮（特に視覚障害者に対して）
- ・舗装材の検討（インターロッキングブロック等）
- ・竣工後の検査で感じること
- 事業者は一生懸命やろうとしていると感じる
- コストを考えると最低限になってしまう
- 検査段階で気づいたのでは手遅れで対症療法的になってしまう
- ・設計者・施主が設計の段階で具体的に趣旨を理解していないと（勝手な解釈もある）
- 予防として、行政との話し合い、デザインの問題、一緒になって考える必要がある。
- ・義務基準／誘導基準（→担当者によってバラツキ）
- ・これまでこんな問題・課題があったというノウハウを蓄積・共有する必要性を感じる。
- ・役所の中だけではなく、設計事務所にとどくようにホームページ等を活用していく。
- ・事業者も気持ちよくシステムを活用できるようにするには
- 適合証を受けた建物を区報やホームページで紹介する

### 6 サインについて

- ・サイン整備の指針をつくり、それに基づき、各担当課が整備を推進する。
- ・住民参加で見直しを行う。
- ・民間施設（特定施設）の整備においても適用できるような原則を検討する。
- ・ターゲットをしぼって示す。
- ・江東区特性（例：街区の角や橋のたもと）を活用した表示を。

- まちの中にわかりやすいサインが必要
- ・地下鉄の出入口のサイン等簡単なことでまちが使いやすくなる。
- ・交差点、地下鉄などの出入口など、決まった場所に決まった置き方で設置されていると見やすい。
- ・エリア全体のサインのシステムを自治体がコーディネートしてつくり、途中でサインの方法が変わったりしないようにする。
- ・広く共通の基準が必要。→法体系が出来ていないのが問題。
- ・既存のサインである「みちしるべ」を活用して、分かりやすくする。（音を出すなど）。
- ・民間のトイレにもサインがあると良い。
- ・サインが多すぎるのもわかりづらい。
- いろいろな立場の人へのわかりやすさが必要
- ・弱視の人、高齢者の意見をもっと取り入れる。
- ・知的障害など、文字の読めない人にも、絵や色でわかるように。
- ・車いすでも見やすい高さに設置。周辺スペースなども確保する。
- ・初めての人がわかるように、ルートを誘導する。
- 移動経路を示すサイン
- ・最低でも公共施設へたどり着く1ルートを示す。
- ・公園：トイレの位置、わかりやすいルート、車いす利用者の通り抜けの表示等。
- ・公共的建築物、駅など：スロープ、エレベータ、トイレの位置、視覚障害者用インターホン、触知板への誘導方法等
- ・別の交通機関でも同じサインシステムを導入する。

## 意見のまとめ

## 関連する意見

<p>(サインについて 続き)</p>	<p>■施設内のサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・サイン：トイレにおける男女区別の明確化等</li> <li>・施設の正面入り口にサインがなく分かりにくい</li> <li>・サインについては、分からなくても自分だけが分からないのかも…とってしまう→苦情が出にくい</li> <li>・形で分かるピクトグラム→共通性とデザイン：最近では、デザインを凝りすぎた例もあり、かえって分かりづらくなっていることも</li> <li>・地図が見にくい→サイン+人の案内で補完：ホテルなどはこうした取り組みのレベルが高い→学ぶ</li> </ul> <p>■具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は1階からも入れるように→現在も入れるがサイン不足</li> <li>・インターホンをコミュニティ道路側につけることも考えられる→要いたずら対策</li> <li>・コミュニティ道路側から1階入り口までの進入路を歩道と車道の分離ができないか？</li> </ul> <p>■その他の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちマップを出力できるように。</li> <li>・携帯電話のナビゲーションシステムに補助金を出せないか。</li> </ul>
<p>7 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者（点字情報、音声誘導）</li> <li>・聴覚障害者（公共施設への電光掲示板の充実、手話通訳者の確保）</li> <li>・外国人支援</li> <li>・ホームページの充実</li> <li>・地域住民による地域防災マップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「暮らしの便利帳」をすべての人が理解できるような活動に取り組む。</li> <li>・視覚障害者や、日本語の読めない外国人でも、行政サービスを理解してきちんと受けられるようにする取り組みをする中で、ネットワークが広がり、顔が見えるようになる。</li> <li>・「防災マップづくり」に取り組む（どこに住んでいようと、どんな障害があろうと、「災害時にどうするか」では、同じテーブルで話し合える）</li> </ul>
<p>8 利用者の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階における車いす利用者や視覚障害者の参加方法の検討</li> <li>・適合証の現場確認時の車いす利用者や視覚障害者の参加</li> <li>・事後評価</li> <li>・モデル的な整備実験（舗装材の実験など）</li> </ul> <p>■アドバイザーシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に利用する障害者から意見を聞く（アドバイザー）制度</li> <li>・専門家派遣制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公園などの公共施設整備において、利用者が参加して整備する。</li> <li>・車椅子利用者や視覚障害者のニーズも様々で、それぞれのニーズを調整するためにも必要。</li> <li>・使う人の意見を取り入れ、作る側と使う側が同じ価値観をもてるようにする。</li> <li>・シミュレーションをしよう。</li> <li>→一律に考えるのではなく場所に応じて考えていく必要がある。(ex. 見通しを確保するため一度植えた緑を減らす必要があるのかなど、検討する必要がある)</li> <li>・誰を対象にどういう実験をするかが問題。</li> <li>→地元からの声に応じて実験・参加をしていってはどうか。</li> <li>→キャンペーン効果のある場所で行ってはどうか。</li> <li>・世田谷の整備事例では原寸でトイレやスロープの模型を作って寸法をチェックするなどして検討した。意識を広げるキャンペーン効果もある。</li> <li>・設計者が本質を理解するように（なぜそういう設計なのか）</li> <li>・施工者に実際取り付ける前に障害者にチェックしてもらおうと、現場に即したものになるのでは。</li> <li>→アドバイザー制度</li> <li>・アドバイザー制度をシステム化（事業者から区に依頼→障害者と一緒にチェックに行く）人の思いやりがあれば解決できることも。メリット：事前にチェックを受けることで手戻りが減る。</li> </ul>

## 意見のまとめ

## 関連する意見

- ・責任を持って活動できる団体の育成
- ・事業者もつかえるアドバイザー（紹介など）

- ・障害者だけではなく、いろいろな立場の人が参加できる仕組み。
- ・市民全体の啓発が必要。
- ・図面ではわからない人にいかにわかりやすく示すか（CADの活用）。
- ・日常的に利用している人の視点が大切。

### 9 地域での住民の自主活動

#### ■地区まちづくりワークショップ

- ・一定の地区を定めて、ワークショップ方式で具体的なまちづくりを推進する。
- ・点検、課題の整理、整備方針の検討を行い、実際の整備につなげる。
- ・地区の評価を住民が行う。
- ・モデル的な地区で実績を作って他に広げる。
- ・地区によってやり方が違うので、総花的ではなく特色を持ってアピールを。

#### ■地域活動の場づくり

- ・住民などの自主的な活動に対して、行政が支援する。
- ・地域ごとの核となる活動グループを育成する
- ・地区ワークショップをきっかけとして、活動の継続と展開を図る（時間をかけて育成）
- ・インターネットを活用した場づくり（これを契機として実際の活動へつなげる）

※人にやさしい商店街（住民＋商店街の連携）  
 ※集合住宅コミュニティ（新＋元からの住民の連携）  
 ※ウィークエンドスクールの推進  
 ※高齢者と小学生の交流活動  
 ※防災まちづくり活動（防災マップづくりなど）等々

#### ■自主的住民グループの支援

- ・福祉のまちづくりネットワーク等NPO的活動グループ支援
- ・必要な制度等の検討

#### ■地域での活動

- ・まちぐるみで自主的な活動を起こせると良い。
- ・街路樹が見通しを悪くしている問題等は場所に応じて判断する。人々を集めて話し合いができると良い。

#### ■地域コミュニティの核としての商店街の魅力づくり

- ・商店街のはみ出し看板や放置自転車が特に問題。⇄一方では商店街の活気でもある。
- ・人に集まってもら（通ってもら）には、バリアフリーの観点だけでなく、商店街の魅力が不可欠。
- ・バリアフリーとは、様々な立場の人々にとっての来やすさも意味する。（例えば）小さなベンチを設置して一休みのできる工夫をする／客の好みを把握し、→声をかけて→客に応じた対応ができる
- そうしたことが商店街（小売店）の魅力。
- ・地域の商店街の特徴である店と客との信頼関係を今後ともどのように強化していくか。
- ・魅力をつくるには時間がかかることを理解して、継続的に取り組むしくみづくり。
- ・できることから実際にやってみてはどうか？
- ・押し付けではない商店街を動かす企画が必要
- ・商店主が自らの当事者意識を高めるためには、商店主にも関わってもらって、このような場で様々な立場の人が一緒に議論することが必要なのではないか？
- ・ワークショップの結果をどう受け止めてもらえるか（行政、地域に対して）

#### ■マンションを中心とした新しい地域コミュニティの活性化

- ・従来からの住民（現在の商店街及びその利用者）と新しい住民（再開発で新たに入ってくる人）との関係づくりを図る必要がある。
- ・ごみの軽減（犯罪なくすように）努力も必要。

#### ■地域の自主的活動の活性化

- ・すでに地域でのサークル活動はさかん。そのさまざまなサークル活動の横のつながりを持たせるために、同じ場所で活動できる拠点があると良い。拠点は、小学校単位くらいの範囲が適当。
- ・江東区としては、小学校の他、集会所が拠点として活用できそう。
- ・生涯学習課では、「ウィークエンドスクール」事業を行っている。毎週土曜日、地域の人材が小学生にいろいろなことを教えている。

小学生と高齢者が交流できるような工夫をする。（例：絵手紙を小学生が高齢者に送る、高齢者のゴミだしを小学生が手伝う等）

#### ■区と区民の役割分担

- ・区民の話し合いや運営に、区やNPOなどの中立的立場

## 意見のまとめ

## 関連する意見

	<p>の人が入ってくると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区は、一担当者の仕事の範囲内では進められるが、自分の仕事の範囲外になると進めにくい。そこは、区民と協力する工夫が必要</li> <li>・拠点の運営は、民間でもできるだろう。しかし、最初の呼びかけやその後の相談などでも、中立的立場のかかわりが必要。</li> </ul> <p>→行政では、個人情報扱いが難しい。学校、サークルなどの民間の取り組みが出来ると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民と行政の間に入る NPO の役割が重要。</li> <li>・行政担当者は現場のことを意外に知らない。</li> <li>・横のつながりをつけるのは住民の役目。</li> </ul>
<p>10 人材の育成</p> <p>■子どもからまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的学習の時間における地域と学校の協力体制の確立。</li> <li>・児童館の活用促進。</li> </ul> <p>■研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ企画、運営の研修、講習などの実施（行政職員、建築家、工務店、まちづくりリーダー）</li> <li>・地域まちづくり講座</li> </ul>	<p>■小中学生を対象とした意識づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の総合学習の時間を活用して、高齢者に昔のまちの様子を話してもらおう。</li> <li>・地域に住む人達へ、心のバリアフリーを養う講習会を開く</li> <li>・介助体験など、理解を深める場をつくる</li> <li>・子供を悪の手から守る。区民と PTA が子供達の帰りの時間帯に見回る。</li> <li>・小中学校の空き教室を利用して高齢者の施設をいれる。</li> </ul> <p>→子供たちの心のバリアフリーが養われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード（建物）で100%の整備は難しい</li> </ul> <p>→人などのサポート、サイン（取り組みやすい）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の車いす利用者の人と見るのは大切！</li> <li>・バリアフリー、ユニバーサルデザインについて認識・教育されるようになったのはごく最近のこと。多くの設計者はこうした教育を受けていない。</li> <li>・建築物については、設計者の役割が大きいことから教育が必要である。</li> </ul> <p>■人的資源の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践をどのように（誰が）やるのか？（エネルギーも時間もかかる）</li> <li>・組織のリーダーが必要。</li> </ul> <p>→活動をしていく中で育っていくのではないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の要は中高年ではないか（地域とのかかわりも深い人が多い）。</li> </ul> <p>→若い人をひっぱらなくてはいけない。</p> <p>→女性の視点も必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちを知る講座を開催し、地域の人材が出会う場をつくる。（数年前に開催された「まちづくり懇談会」はとても良かった。）</li> </ul>

## 6 ワークショップ参加者名簿

グループ	区民メンバー	行政メンバー
公共的建築物	伊東 恵美 (常磐)	一瀬 治年 営繕課
	甲斐 輝正 (辰巳)	大野 隆之 建築調整課
	坂本 千晴 (猿江)	長尾 潔 住宅課
	高橋 政人 (江戸川区)	松村 滋昭 建築課
	中沢 幸子 (冬木)	
	橋本 美智代 (東陽)	
	正木 愛一 (東砂)	
移動交通	荒野 範子 (古石場)	荒木 猛男 道路課
	井上 康子 (塩浜)	七條 泉 水辺と緑の課
	岡田 芳久 (北砂)	壽賀 奈緒美 再開発課
	竹内 照男 (大島)	高垣 克好 交通対策課
	福川 栄子 (枝川)	根本 雅司 城東老人福祉センター
	箕輪 一夫 (東砂)	
	渡辺 治郎 (大島)	
商店街・地域	戎脇 洌 (亀戸)	老川 和宏 再開発課
	大出 桂子 (東陽)	小栗 君子 管理課
	鈴木 紀郎 (越中島)	柴田 潤 企画課
	田名網 今日子 (亀戸)	立花 信行 都市計画課
	千葉 のり子 (東砂)	
	森下 紀美雄 (南砂)	
	渡邊 ありさ (塩浜)	
協働のしくみ	太田 喜乃 (千石)	加藤 善久 高齢福祉課
	蔵方 伸枝 (豊洲)	清田 秀雄 水辺と緑の課
	高橋 康之 (越中島)	田中 温生 障害者福祉課
	太刀川 寿子 (古石場)	天満 榮 生涯学習課
	田中 秀樹 (南砂)	
	西川 治 (南砂)	
アドバイザー	原 昭夫 (千葉大学客員教授)	
	川内 美彦 (一級建築士事務所 アクセスプロジェクト代表)	
	林部 宣子 (東京国際交流館相談員)	
ファシリテータ	福永 順彦 (場所づくり研究所 プレイス)	
	木村 直紀	
	浜田 素子	
	宮地 成子	
	村島 正彦	

## 資料 2 : 人にやさしいまちづくり庁内推進会議設置要綱

制定 平成 15 年 7 月 25 日

(設置)

第 1 条 高齢者や障害者をはじめ、ひとりでも多くの人に安全で使いやすいやさしいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、区民・事業者との協働のもと、庁内全体で連携・協働して総合的な施策の推進をはかるため、人にやさしいまちづくり庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人にやさしいまちづくりの総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 人にやさしいまちづくり施策に関する各部局間の連絡調整に関すること。
- (3) やさしいまちづくり実行計画の策定に関すること
- (4) その他推進会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表 1（略）に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員長は、都市整備部長とする。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じ会議を招集し、議事を主催する。

2 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進会議から付託された事項について調査検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2（略）に掲げる職に有る者をもって構成する。
- 3 幹事長は、建築調整課長とし、必要に応じ幹事会を招集し、議事を主催する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外のものの出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議及び幹事会の庶務は、都市整備部建築調整課において処理するものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

## 資料3：計画策定の体制および策定経過

### ① 推進会議委員

都市整備部長	諏訪 豊
政策経営部長	佐藤 哲章
総務部長	鈴木 重臣
保健福祉部長	岡部 正道
環境清掃部長	合田 進
土木部長	大塚 將夫
学校教育部長	高橋 三喜男

### ② 推進会議幹事会幹事

建築調整課長	高橋 賢次
企画課長	出口 泰治
港湾臨海部対策担当課長	中村 昌明
営繕課長	中村 俊夫
高齢福祉課長	佐藤 廣樹
障害者福祉課長	小川 信夫
都市計画課長	石川 英康
住宅課長	佐瀬 慎一郎
再開発課長	吉川 甲次
建築課長	奥野 敏子
管理課長	菊間 恵
道路課長	粒來 堯
水辺と緑の課長	井熊 章
交通対策課長	並木 雅登
庶務課長	田辺 英之輔

### ③ 計画策定スケジュール

平成15年 7月30日	推進会議（第1回）・幹事会（第1回）
平成15年11月18日	推進会議（第2回）・幹事会（第2回）
平成15年12月11日	幹事会（第3回）
平成16年 3月11日	幹事会（第4回）
平成16年 3月22日	推進会議（第3回）

## 資料 4 : 用語解説

### バリアフリー

障害のある人や高齢者が地域の中で自立し、自由に社会活動に参加できるように、その障壁（バリア）をなくすこと。階段や段差など物理的なバリア、資格や入試・就職などの制度的なバリア、情報伝達手段の不備による文化・情報面でのバリア、偏見や哀れみなどの意識上のバリアの4つがあるとされている。

### ユニバーサルデザイン

可能な限り誰もが等しくかつ快適に社会のあらゆる活動に参加し、豊かな生活を達成するために必要な生活デザインであり、人権尊重の立場に立って、公平な社会基盤をつくることを目指したデザインの考え方。バリアを前提としてそれを取り除く「バリアフリー」の考え方に対し、ユニバーサルデザインは身体的な障害の有無を前提とせず、誰にとっても使いやすいデザインを目指す。

### 一般都市施設

高齢者、障害者等の自立と社会参加を実現するため、すべての「不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設」であり、東京都福祉のまちづくり条例（後述）に基づく整備基準への適合努力義務がある施設をいう。

### 特定施設

東京都福祉のまちづくり条例に基づく一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、整備基準への適合について、着工前の届け出が必要な施設であり、建築物にあっては用途に供する部分の床面積等によって規定されている。

### ワークショップ

1960年代のアメリカで、価値観の異なる多様な人々が協働してよりよいまちづくりや生活環境を計画していく手法として工夫され、発達してきた市民参加を進める方法。複数の人が集まって問題を解決するための手段で、ワークショップの過程で共通の課題を共有することにより、最終的に参加者それぞれが意味のある解決法を見出すことに重要な意義がある。したがって、結果も重要ですが、参加者が共通の認識を持つようになる過程も大変重要である。

## ハートビル法

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図ることを目的として、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成14年7月12日法改正、平成15年4月1日施行）の略称。この法律は、多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、障害者等が円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務としている。

## 交通バリアフリー法

平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、①鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進すること、②鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的としている。

## ハートビル条例

平成15年12月に制定され、平成16年7月1日から施行される「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」の略称。平成15年4月に施行された改正ハートビル法に基づいたもので、この中で地方公共団体による条例が制定できるようになり、地域の実状に応じたきめ細かい取組が可能となった。この条例は、東京都としての建物のバリアフリーに関する基準等を明確にしていくものである。

## 福祉のまちづくり条例

高齢者や障害者をはじめ、すべての人びとが基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」を実現するため、平成7年3月に制定された条例（平成13年1月に条例及び規則を改正・施行）。「一般都市施設」のうち「特定施設」は新設・改修時に届出が義務付けられている。適合した施設には、各区市町村が福祉のまちづくり整備基準適合証を交付できることになっており、平成14年度までに564件の適合証が交付されている。